

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	62 件
国民年金関係	52 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	60 件
国民年金関係	47 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年2月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月から同年5月まで

私は、昭和54年1月に会社を退職した直後に、区役所支所で国民年金の任意加入の手続きをし、国民年金保険料は、区役所支所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年2月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っている。

また、申立期間は4か月と短期間であり、申立人が所持する国民年金手帳には、昭和54年2月1日に、再度、任意加入した記載があることから、同月分からの保険料を納付することが可能である上、申立人は、国民年金に任意加入した経緯及び保険料の納付場所、納付方法、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、自営業の売上金の集金に出入りしていた取引金融機関の職員に夫婦二人分を一緒に託して納付していた。申立期間の保険料について、妻は納付済みであるのに、私は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き60歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、妻は、申立期間の自身の保険料を納付していることが確認できる上、申立人は、保険料の納付方法、納付金額等について具体的に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間直前の昭和45年4月から46年3月までの保険料について、平成20年1月に、市が保管する被保険者名簿により納付済みと確認されるなど、行政側の記録管理が不適切であった状況も認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から同年12月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付した分と思われる領収証書2枚を所持しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する2枚の国民年金保険料の領収証書は、必要事項の記載に不備があるものの、金融機関の昭和39年11月2日付けの領収印が押印されている上、申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の保険料をおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、夫が退職後、しばらくしてから区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、そのころ、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付場所、納付金額等について具体的に記憶している上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和48年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、この時点で、申立期間は、保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私の国民年金は、会社を退職後、しばらくしてから、妻が区役所出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続をし、そのころ、夫婦二人分の国民年金保険料をまとめて納付したと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後から60歳に至るまで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入時期、加入場所及び保険料の納付場所、納付金額等について具体的に記憶している上、申立人夫婦の国民年金手帳の記号番号は昭和48年3月ごろに夫婦連番で払い出されており、この時点で、申立期間は、保険料を現年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和49年当時、任意で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。特に申立期間は転居する直前であり、保険料を納付した時の記憶もはっきりしている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年4月以降60歳に到達するまで、申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立期間は3か月と短期間である。さらに、申立人の転居時の転入手続及び納付方法、納付場所等の納付状況に関する説明は具体的であるなど、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間、57年10月から同年12月までの期間及び61年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年4月から53年3月まで
② 昭和57年10月から同年12月まで
③ 昭和61年10月から同年12月まで

私は、昭和55年5月か6月ごろ特例納付の案内はがきをもらったので、夫婦一緒に区役所に行って私の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の過去の未納期間の国民年金の保険料を一括納付した。特例納付をした後は、私が夫婦二人分の保険料を滞ることなく納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和44年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は55年に払い出されていることが確認でき、この当時に加入手続が行われたと考えられる上、同年6月30日までは第3回特例納付の実施期間中であったこと、申立人夫婦は納付場所や納付金額などの納付状況について具体的に説明していること、申立人に送られた特例納付の案内はがきをきっかけに区役所で特例納付をしたと説明しており、区の広報では区の庁舎で徴収権限を持つ都職員による年金相談が行われていたことが確認でき、特例納付が可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間②③については、当該期間は、いずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち昭和48年4月から53年3月までの期間については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦が第3回特例納付時に納付したと記憶する金額では当該期間の保険料をも納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和44年4月から48年3月まで、57年10月から同年12月まで及び61年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月までの期間、45年4月から48年3月までの期間、57年10月から同年12月までの期間及び61年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から39年3月まで
② 昭和45年4月から53年3月まで
③ 昭和57年10月から同年12月まで
④ 昭和61年10月から同年12月まで

妻が、昭和55年5月か6月ごろ特例納付の案内はがきをもらったので、夫婦一緒に区役所に行って妻の国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の過去の未納期間の国民年金の保険料を一括納付した。特例納付をした後は、妻が夫婦二人分の保険料を滞ることなく納付した。また、結婚するまでは、私の母が兄弟3人分の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、母親が国民年金保険料を納付してくれていたと説明しているが、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため当時の納付状況が不明確である上、当時居住していた村の被保険者名簿には、申立人と申立人の長兄及び次兄の保険料の納付日が記載されているが、申立人の被保険者名簿の当該期間欄は空欄であるなど、申立人の母親が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。ただし、当該期間の保険料は、以下の申立期間②のうち昭和45年4月から48年3月までの期間の保険料と同様の理由により、さきに経過した月の分として第3回特例納付により納付されていたものと考えられる。

申立期間②のうち、昭和45年4月から48年3月までの期間については、申立人夫婦が納付したとする55年5月又は6月は第3回特例納付の実施期間中であったこと、申立人夫婦は納付場所や納付金額などの納付状況について具体的に説明していること、妻に送られた特例納付の案内はがきをきっかけに区役所で特例納付をしたと説明しており、区の広報では、区の庁舎で徴収権限を持つ職員による年金相談が行われていることが確認でき、特例納付が可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間③④については、当該期間は、いずれも3か月と短期間であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであることなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間②のうち昭和48年4月から53年3月までの期間については、申立人夫婦が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人夫婦が第3回特例納付時に納付したとして記憶する金額では当該期間の保険料をも納付することはできないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から39年3月まで、45年4月から48年3月まで、57年10月から同年12月まで及び61年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から58年12月まで

私は、結婚を機に国民年金に加入し、妻が2人分の国民年金保険料を納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和56年1月から57年12月までの期間については、申立人は、税理士が作成した56年及び57年分の確定申告書（控）を所持しており、当該申告書（控）の社会保険料控除欄に記載されている国民年金の支払保険料の金額は、当該期間の申立人夫婦二人分の国民年金保険料の額とおおむね一致していること、続く58年1月から同年12月までの期間については、申立人は、58年分の確定申告書を所持していないが、上記の期間及び当該期間を通じて申立人の仕事や住所に変更はなく、生活状況に大きな変化は認められない上、当該期間後は保険料が納付済みであることなど、これらの期間の保険料が未納とされているのは不自然である。

しかしながら、申立期間のうち、昭和48年4月から55年12月までの期間については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から58年12月までの期間については、国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月

私は、昭和50年3月に転居し、転入手続と一緒に国民年金に任意加入した。50年3月分の納入通知書兼領収証書を51年度分と一緒に年金手帳に貼付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は1か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年3月に払い出されており、申立期間の納付書を受け取っていたものと考えられ、申立期間の保険料を納付することは可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 12 月まで
私たち夫婦は、一緒に国民年金の加入手続をし、妻が国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間中の昭和 36 年 5 月に妻と連番で払い出されており、夫婦の国民年金保険料を一緒に納付したとする妻は、申立期間を含め 60 歳まで自身の保険料を納付済みである。また、申立期間は 9 か月と短期間である上、妻が納付したと説明する保険料額は申立期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から46年3月まで
② 昭和47年4月から48年3月まで

私は、昭和45年4月に国民年金に加入して以後、自宅近くの郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は12か月と短期間であり、当該期間当時、申立人が納付書により郵便局で保険料を納付していたと説明する方法は、申立人が居住していた区で行われていた納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間当時、申立人が納付書により郵便局で保険料を納付していたと説明する方法は、申立人が居住していた区の納付方法と異なるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年10月から53年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで

私は、国民年金の加入手続きを行い、妻が私の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は6か月と短期間である。また、申立人の保険料を納付していたとする妻は当該期間の自身の保険料を納付済みであり、保険料を納付していたとする金融機関及び郵便局は当時保険料を収納していたことが確認できる上、妻は、保険料を納付書により納付していたと説明しており、申立人の居住していた区で行われていた収納方法と合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人の保険料を納付していたとする妻は、当該期間の保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年10月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月

私は、昭和53年3月に転居した際に、付加保険料の申出の手続きをし、同年4月から付加保険料を納付していたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料については、付加保険料を含め納付しており、付加保険料の申出の手続きをした時期及び経緯について具体的に説明している。

また、申立人が所持する預金通帳から、申立期間の付加保険料を納付した場合に必要な金額が、納付したとする時期に引き出されていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年4月から43年3月まで

私は、昭和38年4月に会社を退職して姉の経営する養鶏農園で姉夫婦と一緒に仕事をしてきた。そのころ、自宅を訪れた市役所職員から国民年金の加入勧奨を受け、三人一緒に加入手続をした。その後、姉が姉夫婦の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をおおむね納付しており、申立人と姉夫婦の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されており、申立人の保険料と一緒に納付していたとする姉とその夫の申立期間の保険料は、過年度納付及び追納により納付済みとなっている。

また、申立人の姉は、申立期間の自身の保険料を、申立人と同様の方法で納付していたと説明しており、申立期間直後の昭和43年4月から申立人が厚生年金保険に加入する平成3年3月までの期間について、姉と申立人は、申請免除、追納及び納付済みとなっている期間が一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私は、夫婦一緒に国民年金に加入後、夫婦二人分の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料について、夫が納付済みになっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、申立期間は9か月と短期間である上、申立人が一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人とその夫の国民年金手帳の記号番号は連番で払い出されている上、納付年月日が確認できる昭和36年4月から38年3月までの期間の保険料は夫婦同一日に納付されており、基本的に夫婦は一緒に保険料を納付していたと考えられるなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月から41年3月まで
② 昭和41年4月から同年6月まで

私は、会社を辞めた後、国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付してきた。また、申立期間②については、保険料を納付した領収書を所持しているが、平成20年になってその期間の保険料は時効後の納付のため、還付するとの通知が届いた。しかし、40年も経ってから納めた保険料を還付すると言われても納得できないので、納付済みに記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間を含む昭和41年4月から43年9月までの期間の国民年金保険料を納付した43年8月22日付けの領収書を所持しており、当該期間の保険料額が還付された事実は認められないことから、申立人が、時効により納付できない当該期間の保険料相当額を納付し、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかである。また、当初未納とされていた41年7月から43年3月までの期間の保険料について、申立人が所持する領収書により平成20年5月に納付済みに記録が訂正されており、行政側の記録管理に過誤が認められ、当該期間の保険料が納付された43年8月22日時点では、時効により保険料を納付できないことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反するものである。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の手帳記号番号は昭和41年5月に発行されており、申立人が所持する領収書の領収日で

ある 43 年 8 月 22 日より前に保険料を納付した記憶が無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3859

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月及び同年2月

私は、国民年金に任意加入すれば将来の年金額が増えることを知り、区役所で任意加入手続を行い、国民年金保険料は郵便局で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年11月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を納付している。また、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の住所に変更は無く、申立期間は2か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から平成2年5月までの期間、2年8月及び3年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から43年3月まで
② 昭和60年10月から平成2年5月まで
③ 平成2年8月
④ 平成3年3月

私は、申立期間①は、勤務していた会社の経理係から国民健康保険と国民年金の保険料を給料から天引きしていると言われた。申立期間②、③及び④は、昭和60年10月に自営業を始めた時に、妻が国民健康保険の加入と一緒に私の国民年金への切替手続をし、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の妻は、申立人の国民健康保険の加入手続と一緒に厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと具体的に説明しており、妻は当該期間の自身の保険料を納付済みである。また、申立人は、当該期間の一部の期間の国民健康保険料の領収書を所持しており、妻が国民年金への切替手続と一緒に加入手続をしたとする国民健康保険の加入が確認できる。申立期間③及び④については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、保険料を納付していたとする妻の当該期間の自身の保険料は納付済みである上、当該期間はそれぞれ1か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険

料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする会社の経理係及び従業員から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、当該期間当時、勤務先で年金手帳を見たことや退職時に返却された覚えは無いと説明している上、申立人が所持する年金手帳の昭和42年度の国民年金印紙検認記録欄には、「納付不要」の印が押されているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年10月から平成2年5月までの期間、2年8月及び3年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年5月から50年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料は、結婚前は母親が私と両親の分を集金人に納付し、結婚後は義父が国民年金の加入手続をし、夫が同居家族の分をまとめて集金人又は納付書により金融機関で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、国民年金手帳の記号番号払出日から当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能であり、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであり、申立人の保険料を納付していたとする夫も当該期間の自身の保険料を納付済みである上、当該期間はそれぞれ3か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親及び夫が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、20歳から昭和41年10月までの婚姻前の申立期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、母親から年金手帳を見せられたり、渡されたりした記憶は無いと説明している。41年11月から50年3月までの婚姻後の申立期間については、申立人の国民年金の加入手続をしたとされる義父から当時の加入手続等を聴取することができないため、当時の状況が不明

確である上、国民年金手帳の記号番号が払い出された52年5月時点で納付が可能だった当該期間直後の期間の保険料はさかのぼって納付されていることが確認できるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、上記手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は上記の手帳以前に別の手帳を所持した記憶が曖昧であるなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの期間及び56年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで

私は、国民年金に加入した当初に付加保険料の納付の申出を行い、付加保険料を含めた額の国民年金保険料を3か月ごとに納付していた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年12月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き第3号被保険者となるまでの国民年金加入期間は、すべて付加保険料を納付している上、申立人が所持する国民年金手帳及び社会保険庁の記録により、50年12月に付加保険料の納付を申請し、61年3月まで加入していることが確認でき、申立人は、前後の期間の保険料に付加保険料を含めて納付しているなど、当該期間の付加保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和60年10月から61年3月まで

私は、国民年金に任意加入し、国民年金保険料を金融機関で納付していた。また、申立期間②については、60歳になってすぐに次女が高齢任意加入の手続きをしてくれて、65歳の誕生日の前月まで保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、国民年金に任意加入した昭和42年4月から60歳となる60年9月までの期間は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が所持する国民年金手帳には、申立期間直後の昭和61年4月12日に国民年金に任意加入したことが記載されている上、当該期間は高齢任意加入の制度が開始された61年4月よりも前の適用除外期間であり、保険料を納付することができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年度のうちの9か月
② 昭和45年7月から同年12月まで

私の国民年金保険料は、申立期間①については自宅に来ていた集金人に納付し、申立期間②については納付書で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、申立人は、当該期間直後から60歳に達するまでの約22年間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、申立人は、保険料の納付時期、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年9月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年9月まで
② 昭和48年1月から同年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、家業を受け継いだ後、青色申告会から国民年金保険料の納付について指導を受け、それ以来、自分で保険料を納付してきた。結婚後は、私の妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、6か月、3か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人は、申立期間前後の期間の国民年金保険料を納付済みである。

また、申立期間①及び②については、申立人は、地元の青色申告会から指導を受けて保険料を納付したと保険料の納付の経緯を具体的に説明しており、同会が会員に対して保険料の納付について指導を行ってきたとの説明と合致し、申立期間③については、申立人の保険料と一緒に納付したとする妻自身の保険料は納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、58 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料を区の集金人又は区の出張所で納付した。また、申立期間②の保険料を、前後の期間と同様に、付加保険料を含めて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き満 65 歳まで国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間①については、当初、印紙で保険料を納付し、後に納付書で保険料を納付するようになったとする納付方法は、申立期間当時申立人が居住していた区の納付方法に合致しており、申立人が保険料を納付したとする区の集金人又は区の出張所は、当時保険料の収納を取り扱っている。さらに、申立期間②については、3 か月と短期間であり、前後の期間は付加保険料を含めて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 39 年 1 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、58 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から41年6月まで
② 昭和43年12月から44年11月まで
③ 昭和47年3月から同年6月まで

私は、国民年金に加入し両親が兄妹の分と一緒に私の国民年金保険料を納付していると常に聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間中に国民年金手帳の記号番号の払い出しを受けている上、当該期間は12か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間①及び③については、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であり、両親が申立人の保険料と一緒に納付したとする妹も申立期間③の保険料が未納であるなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和44年3月時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年12月から44年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から49年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替や住所変更等の手続を適切に行っている上、納付書で納付したとする方法は、申立人が居住していた市の納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さは見らない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3874

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月から38年1月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている上、申立期間は4か月と短期間である。また、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 49 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続をしたとき、それまで未納の国民年金保険料をさかのぼって納付できると市役所のポスターに書いてあったので、申立期間の保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が納付したとする昭和 50 年 3 月時点では第 2 回特例納付が実施されており、申立人が、夫婦一緒に加入手続をした時に夫婦 2 人分の保険料を納付したとする金額は、申立期間及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の夫婦 2 人の保険料を納付した場合の保険料額とおおむね一致する。また、申立人は、市役所に貼ってあったポスターで第 2 回特例納付のを知り、市の担当者に保険料を計算してもらい、翌日、預金を引き出して納付したことを記憶している上、申立期間直後の 49 年 4 月から同年 12 月までの保険料は、社会保険庁の記録が納付済みとなっているにもかかわらず、市の被保険者名簿の保険料納付記録は空欄になっており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

私たち夫婦は、自宅へ訪問してきた区の集金人に、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月間と短期間である。また、集金人に保険料を納付したとする方法は、申立期間当時申立人夫婦が居住していた区の保険料の収納方法と合致している上、申立人夫婦ともに、昭和 43 年度の一部期間の保険料が未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人夫婦に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3877

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 10 月まで

私たち夫婦は、自宅へ訪問してきた区の集金人に、申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は7か月間と短期間である。また、集金人に保険料を納付したとする方法は、申立期間当時申立人夫婦が居住していた区の保険料の収納方法と合致している上、申立人夫婦ともに、昭和 43 年度の一部期間の保険料が未納から納付済みに記録が訂正されており、行政側において、申立人夫婦に係る納付記録の管理が不適切であった状況が見られるなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 60 年 4 月から 63 年 12 月まで

私たち夫婦は、国民年金に加入後、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は当該期間当時に作成された昭和 53 年分から 57 年分までの確定申告書の控を所持しており、その「社会保険料控除」欄に記載された額は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付した場合の金額と一致又は概ね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人は当該期間の保険料を納付した領収書を所持しているものの、保険料を時効後に納付したため、還付された記録があり、申立人の夫は所持する預金通帳により保険料の還付を確認している。また、申立期間③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付状況等の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間①及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から58年3月まで
私たち夫婦は、国民年金に加入後、国民年金保険料を夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に作成された昭和56年分及び57年分の確定申告書の控を所持しており、その「社会保険料控除」欄に記載された金額は、夫婦二人分の保険料を納付した場合の金額と概ね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月までの期間、45 年 4 月から 46 年 6 月までの期間及び 47 年 10 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月から 43 年 3 月まで
② 昭和 45 年 4 月から 46 年 6 月まで
③ 昭和 47 年 10 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 50 年 10 月ごろ、転出届を行った市役所の支所で未納期間の国民年金保険料を納付するように言われ、7 万円くらいの保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人が未納期間の保険料をまとめて納付したとする昭和 50 年 10 月ごろは第 2 回特例納付の実施期間であり、申立期間は特例納付が可能な期間である上、納付したとする金額は申立期間の保険料を納付した場合の金額と概ね一致している。また、申立人は特例納付をした動機、時期、原資等の記憶が具体的であるなど申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 4 月から同年 6 月までの期間、57 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 58 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 55 年 4 月から同年 6 月まで
③ 昭和 57 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、申立期間を除き65歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は12か月と短期間である。また、申立期間の保険料を集金人に納付していたとする説明は、申立人が申立期間当時に居住していた区では、集金人が希望者及び未納者を対象に保険料を徴収していたことと合致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年3月まで

私は、さかのぼって国民年金保険料を納付し、その後の保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と短期間である。また、申立人は、国民年金加入期間については、申立期間前の未納であった保険料を第2回特例納付によりすべて納付している上、申立期間は、第2回特例納付により保険料を納付することが可能な期間であり、申立人の夫は、申立期間の保険料を納付しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 43 年に国民年金に加入してからすぐに 42 年度の国民年金保険料を納付し、その後、2 年間さかのぼって保険料を納付できることを知り、申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間後は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立人は申立期間の保険料を過年度納付することになった経緯を具体的に説明している上、申立人が納付したとする保険料額は申立期間の保険料を過年度納付した場合の額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3891

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年10月まで

私の父は、私が婚姻するまで私の国民年金保険料を兄弟の分と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間当時に同居していた母親及び3人の兄弟は、申立期間の保険料が納付済みとなっている。また、申立人の次兄は、父親が申立人の保険料を母親及びほかの兄弟の保険料と合わせて納付していたはずであると証言しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年11月から42年3月まで

私の夫が夫婦の国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料と一緒に納付していたとする夫は、昭和40年11月以降の自身の保険料がすべて納付済みとなっている。また、夫の国民年金手帳の記号番号は申立人と連番で払い出されており、申立人夫婦は、53年1月以降は保険料を前納し、平成元年4月から同年11月まで同一月に保険料を前納していることが確認できることから、夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月から同年7月までの期間、同年11月から59年6月までの期間、60年7月から同年12月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年6月から同年7月まで
② 昭和58年11月から59年6月まで
③ 昭和60年7月から同年12月まで
④ 昭和62年4月から同年6月まで
⑤ 平成3年4月から同年11月まで

私の申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料は、妻の分と一緒に区役所で納付していたはずであり、申立期間⑤の保険料は、自分の分だけを納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人が一緒に納付したとする妻は、当該期間の自身の国民年金保険料が納付済みとなっている上、当該期間は、いずれも短期間である。また、申立期間①及び②については、当該期間前までの厚生年金保険から国民年金への5回の切替手続きがいずれも適切に行われており、申立期間③については、当該期間直後の保険料が現年度納付されている上、申立期間④については、当該期間前後の期間の保険料が納付されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間⑤については、申立人は、自分の分の保険料のみを納付していたと説明しているが、当該期間の保険料の納付時期、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、当該期間直前の保険料が全額免除となっており、申立人は、当該期間の保険料は、引き続き全額免除が更新されるもの

と思っており、申請免除を行ってもおらず、後にまとめて保険料を納付した記憶も無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年6月から同年7月までの期間、同年11月から59年6月までの期間、60年7月から同年12月までの期間及び62年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から38年3月まで
② 昭和50年10月から同年12月まで

私の夫は、私の国民年金の加入手続きを行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間及びその前後の期間を通じて申立人の保険料を納付したとされる申立人の夫の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続き及び当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の夫（平成元年死亡）から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人の夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3901

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から37年3月まで
②昭和38年4月及び同年5月

私は、区職員に勧められ国民年金に加入した。その後、集金に来た職員に国民年金保険料を納付していたことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間直前の昭和37年度分の国民年金保険料は納付済みとなっている上、申立人が居住していた区においては、当該期間当時、区役所職員による保険料の集金が実施されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は区役所職員による集金以外の方法で保険料を納付したことはないと説明しているが、当該区では保険料の集金は37年5月から開始されていることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月及び同年5月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から39年3月まで

私の母は、私が20歳になった後に私の国民年金の加入手続をしてくれた。当時、父は清涼飲料水製造・卸店を経営しており、一緒に働いていた両親と姉の国民年金保険料は納付済みとなっているが、母と一緒に納付してくれていた私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の母親が申立人と一緒に保険料を納付していたとする申立人の両親及び姉は、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年11月時点では、申立期間の保険料を現年度及び過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3903

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、会社を退職後に国民年金に任意加入し、国民年金保険料は漏れなく納付してきた。途中の3か月のみ保険料を納付しないということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は、3か月と短期間の1回のみである。また、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の夫の仕事や住所に変更は無く、申立人の生活状況に大きな変化は認められず、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和54年6月及び同年7月

私は、昭和44年5月に夫婦で国民年金の加入手続を行った際に、職員から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付するように指示され一括で納付し、その後は欠かさずに保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、当該期間は2か月と短期間である上、当該期間についても納付書が発行されていたと考えられることなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、国民年金に加入した昭和44年時点で、保険料をさかのぼって納付しなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために40年4月分から保険料を納付したと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和54年6月及び同年7月

私は、昭和44年5月に夫婦で国民年金の加入手続を行った際に、職員から未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付するように指示され一括で納付し、その後は欠かさずに保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間の前後の期間の国民年金保険料はすべて納付済みであり、当該期間は2か月と短期間である上、当該期間についても納付書が発行されていたと考えられることなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、さかのぼって納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、国民年金に加入した昭和44年時点で、保険料をさかのぼって納付しなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすために40年4月分から保険料を納付したと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月までの期間及び平成元年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成元年 4 月まで
② 平成元年 10 月から同年 12 月まで

私の国民年金保険料は、妻が金融機関で納付してくれていた。申立期間の妻の保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金手帳の記号番号が払い出された以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立期間について申立人の妻の保険料は納付済みとなっている上、妻は、申立人の保険料の納付が遅れることがあってもさかのぼって納付していたと納付状況を具体的に説明しており、申立期間に近接する期間の保険料の納付日をみると遅れながらも保険料を納付していた状況が確認できること、妻が保険料を納付したと説明する金融機関は、申立期間当時開設されていたことが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 6 月まで

私は、会社をやめた昭和 48 年 2 月から国民年金に加入し、国民年金保険料を納めた。結婚した昭和 48 年 10 月からは、私が、夫婦二人分の保険料を金融機関で納付した。私の申立期間の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っている。

また、申立人は、結婚してからは夫婦二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していたと説明しており、申立期間について、申立人の妻の保険料は納付済みであり、当該期間及びその前後の期間を通じて、申立人の生活状況に大きな変化は無かったことなど、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年2月まで

私は、昭和36年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたが、平成5年の離婚に伴い、保険料を納付できなくなり、その後、平成7年ごろに未納となっていた申立期間の保険料を社会保険事務所で一括納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料額及び社会保険事務所に行って納付したとする保険料の納付状況等についての説明は具体的であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3913

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から同年5月まで

私の母は、私が飲食店に住み込みで働いて、実家を離れていた期間の私の国民年金保険料を納め続けてくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年以降、申立人が住み込みで働いていた期間を含め、保険料は納付されていたことが確認できる上、申立人の母親が保険料を一緒に納付していたとする申立人の両親及び手帳記号番号が連番で払い出されている二人の兄は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっており、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年7月から同年9月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年7月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続に市役所に行った際、職員から国民年金保険料の付加年金の説明を受け、加入当初から付加保険料も納付してきた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年5月に任意加入して以降、申立期間を除き付加保険料を納付し、60歳以降も65歳まで付加保険料を納付している上、申立期間前後の期間の付加保険料も納付している。

また、申立期間当時に申立人が居住していた市では、付加保険料の納付の申出者に対しては、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことが確認できる上、申立期間の前後を通じて申立人及びその夫の職業や住所に変更はなく、生活状況に変化は認められないなど、申立期間の付加保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3915

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年3月まで

私の両親は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。両親は、自身の保険料を納付しているのに、家業に従事していた私の保険料を納付していないはずがない。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとされる両親は、申立期間を含め自身の保険料を完納しているなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和25年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月30日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に本社から営業所に異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和25年9月1日に同社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年7月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出の誤りを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和25年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和44年11月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月21日から同年12月8日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る退職者索引簿から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和44年11月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年12月の社会保険事務所の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所に対する届出の誤りを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年11月の保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和29年4月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和29年4月17日から同年5月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に工場間の異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された在籍証明書から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和29年4月17日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年5月の社会保険事務所の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月30日から同年12月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間に関連会社への異動はあったが、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料は控除されていたので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された人事記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和45年12月1日にA社から関連会社のB社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年10月の社会保険事務所の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和45年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1940

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月21日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、A社から系列会社のB社へ異動した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る経歴書及び雇用保険の記録から判断すると、申立期間については、申立人が同社及び系列会社であるB社に継続して勤務し（昭和41年9月1日にA社からB社へ異動）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和41年7月の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとすることから、事業主が昭和41年8月21日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1941

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和46年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から同年11月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間については、同社C支店から関連会社のD社へ異動した時期であるが、継続して勤務しており、申立期間当時の給与明細書があるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書、B社から提出された人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和46年11月に同社C支店から関連会社であるD社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年10月の給与明細書の保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和46年11月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は

保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和21年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年1月から9月までの期間については150円、同年10月については300円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月1日から同年11月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間のうち、昭和21年1月1日から同年11月1日までの申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間の給与明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が昭和21年1月から申立期間もA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書から、昭和21年1月から9月までの期間については150円、同年10月については300円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主には照会したものの回答が無いこと、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月1日から39年7月5日まで

59歳の時、社会保険事務所において厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A協会本部に勤務していた申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、脱退手当金が支給されたとされる当時は、婚姻のため、遠方に転居しており、脱退手当金を受給することはできなかった。

また、A協会本部の厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当のみを請求し、同協会B支部の被保険者期間に係る脱退手当金を請求しないのは不自然である。

このため、申立期間について、厚生年金保険被保険者としての記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A協会本部が同協会B支部に係る人事記録を保管しており、同協会に係る申立人の退職金については、同支部における勤務期間を含めて算出されているところ、同協会本部が、同支部に係る厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を請求しないのは不自然であることから、事業主が申立人の委任を受けて脱退手当金を代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人が申立期間直前まで勤務していたA協会B支部に係る被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求期間及び申立期間に申立人が勤務していた事業所は、いずれも、同一組織の支部と本部であることから、これを失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と258円相違して

いるが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から 39 年 12 月 22 日まで
② 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 11 月 7 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の回答をもらった。

しかし、脱退手当金が支給されたとされる日には、海外にいたため、脱退手当金を受給することはできなかったの、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が脱退手当金の支給対象となる最終事業所の厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 42 年 11 月 7 日）の前後 3 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員の中で脱退手当金の受給要件を満たす者 6 名のうち、脱退手当金を支給した記録のある者は申立人のみとなっていること及び上記の女性従業員の中で回答のあった者 4 名のうち、3 名は、退職時に、事業所から脱退手当金に係る説明はなかったとしていることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人のパスポートに記載されている出入国記録により、申立人は、脱退手当金の支給日（昭和 43 年 3 月 8 日）を含む 42 年 11 月 25 日から 44 年 11 月 30 日まで海外にいたことが確認でき、海外の金融機関における遠隔地払いや口座振替ができなかったこと及び申立人が脱退手当金を支給されたとされる日に、日本国内の金融機関に口座を開設していなかったと供述していることから、申立人が脱退手当金を受給したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から 35 年 3 月 17 日まで
② 昭和 36 年 11 月 28 日から 42 年 7 月 30 日まで

63 歳の時、社会保険事務所で厚生年金保険の加入記録を照会した際、脱退手当金の制度があることや申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかし、退職後 2 年以上経過して脱退手当金を請求するのは不自然であるし、また、脱退手当金が支給されたとされる当時は、妊娠していたので、脱退手当金の請求手続を行うことは考えられない。

このため、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 44 年 9 月 19 日に支給されたこととなっていること及び脱退手当金の支給対象となる最終事業所に係る申立人の被保険者資格喪失日（42 年 7 月 30 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した記録のある女性従業員 13 名のうち、脱退手当金の支給記録があるのは申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①と②の間にある 2 つの被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、4 回の被保険者期間のうち、2 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から44年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から44年6月まで

私の国民年金は、昭和42年12月に勤務していた会社が倒産後、妻が市役所支所で加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする妻は、加入時期及び申立期間当時の申立人の国民年金手帳の受領、所持等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和48年1月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 51 年 6 月までの国民年保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 51 年 6 月まで

私は、市役所から連絡があり、そのころ納付可能なすべての国民年金保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料をまとめて納付するに至った経緯、納付した期間、納付場所、納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 10 月ごろに払い出されており、当該払出時点で、申立人は 60 歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすのに必要な月数の保険料を第 3 回特例納付及び過年度納付をしていることが確認できることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年6月から51年6月までの国民年保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年6月から51年6月まで

私は、市役所から連絡があり、そのころ納付可能なすべての国民年保険料をまとめて納付したと記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料をまとめて納付するに至った経緯、納付した期間、納付場所、納付時期、納付金額等の記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和53年10月ごろに払い出されており、当該払出時点で、申立人は60歳到達時まで保険料を納付したとしても、年金受給資格期間を満たさないことから、受給資格期間を満たすのに必要な月数の保険料を第3回特例納付及び過年度納付をしたものと認められることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から61年3月まで

私は、申立期間当時居住していた市において、私または私の妻が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当該期間に居住していた市へ転居した際の国民年金の加入手続や納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳等には、申立期間当時居住していた市への転居後の住所及び加入年月日等の記載は確認できず、申立人が納付書を受け取っていたとは考え難いなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から61年3月まで

私は、申立期間当時居住していた市において、私または私の夫が国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、当該期間に居住していた市へ転居した際の国民年金の加入手続や納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金被保険者台帳等には、申立期間当時居住していた市への転居後の住所及び加入年月日等の記載は確認できず、申立人が納付書を受け取っていたとは考え難いなど、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付すると年金が満額支給されるとの通知が送付されてきたので、担当者の名前を書いた封筒に現金を入れ社会保険事務所に届けに行ったところ、当日は担当者が不在のため、他の職員に手渡しで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は保険料の遡及納付に関する通知が送付された時期、保険料を届けたとする時期及び金額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が現金を届けたと説明している社会保険事務所の所在地には、当時から社会保険業務センターのみがあり、当該センターでは保険料の納付は取り扱っていなかったなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 40 年 4 月時点では、当該期間の一部は時効により納付ができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間及び 40 年 10 月から 42 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 10 月から 42 年 3 月まで

私は、国民年金保険料を集金や振込等で納付したはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、方法及び保険料の納付頻度等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和 40 年 6 月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない時期であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで

私の申立期間の保険料は、区役所から国民年金保険料が未納であるとの通知があり、昭和51年ごろに区役所において未納分の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人が当該期間の保険料をまとめて納付したと説明する昭和51年時点では、特例納付は実施されておらず、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が当該期間の保険料を納付したと説明する区役所窓口及び区役所内の金融機関の出張所窓口では、過年度分の保険料納付をすることができないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、昭和51年時点では、当該期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、他に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、50年1月から51年12月までの保険料については、二重に納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から51年12月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、私が会社を退職したとき、母が加入手続をして納めてくれた。母から、その領収書を見せてもらった覚えがある。昭和50年1月から51年12月までの保険料については、母が納めてくれた分と、結婚後夫が2年間さかのぼって納めてくれた分とが二重に納付されていると思っている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。また、二重に納付した保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の状況を聴取することができないため、保険料の納付状況が不明確である。また、申立人が見たとする領収書の色が当時の市の保険料領収証書のものとは異なっていること、両親と同居していた申立人の姉の婚姻前の期間のうち厚生年金保険加入期間以外の3か所の期間は、いずれも国民年金未加入期間であることなど、母親が申立人の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 44 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 44 年 7 月まで

私は、昭和 36 年に町内の役員が自宅に来た際に、国民年金の加入手続きをし、毎月、町内の役員宅に行き保険料を納付してきた。申立期間が未加入とされ保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の始期に納付していたとする金額は、実際の保険料額と大きく異なるなど、申立人は、国民年金の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、任意加入により昭和 44 年 8 月に払い出されており、当該任意加入時点では、制度上申立期間にさかのぼって保険料を納付することはできない上、申立人は、44 年 8 月発行の国民年金手帳を受け取るより前に年金手帳を所持したことはないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月及び48年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月
② 昭和48年2月

私は、会社を退職したら、国民年金の加入手続をして、次の会社に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①及び②の保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立期間①及び②において、申立人が当時居住していた区では、国民年金の再加入手続に際しては、国民年金手帳の提出を求めているとしているが、申立人は、区の出張所で再加入手続を行った際に国民年金手帳を提出した記憶は無いと説明している上、申立期間①当時には印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、保険料を印紙で納付した記憶が無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3846

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間当時、申立人が居住していた区では、保険料の納付は印紙検認方式であったが、申立人は保険料を印紙で納付した記憶がないと説明している上、申立人が保険料を納付したとする郵便局は、申立期間当時には開設されていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3847

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 38 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 38 年 6 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に納付したとする夫も申立期間の自身の保険料が未納である。また、申立人が居住していた区では、申立期間当時には印紙検認方式による保険料の納付が行われていたが、申立人は保険料を印紙で納付した記憶が無いと説明しているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3848

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から50年9月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を夫の分と一緒に区の集金人に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその夫は、納付していたとする保険料額の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料として、1万6,000円くらいを区役所で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、まとめて保険料を納付したとする時期に関する記憶が曖昧である上、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料を納付した場合に必要な金額と大きく異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から同年6月までの期間及び昭和44年10月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年3月から同年6月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、夫の保険料と一緒に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が、当時居住していた区では印紙検認方式による収納が行われていたが、印紙検認による納付の記憶が無いなど、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である上、夫も申立期間の自身の保険料が未納であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和46年6月時点では、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月から53年5月までの期間及び58年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年8月から53年5月まで
② 昭和58年10月から61年3月まで

私は、夫と一緒に国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付書及び口座振替で納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に納付していたとする保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立期間②については、夫も同様に国民年金に未加入で保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年4月時点では、申立期間①及び申立期間②の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、長女が生まれたころから国民年金に関心を持ち、当時住んでいた家の近くの出張所で国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は、自宅に来た集金人に昭和 36 年 4 月ごろから納付していた。別の区に転居後、集金人に最初の国民年金手帳が回収され、新しい手帳が交付された。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の住所変更手続を行った時期に関する申立人の記憶は曖昧^{あいまい}であり、申立人が現在所持している国民年金手帳は、昭和 37 年 9 月に発行された最初の手帳であるが、その手帳の申立期間の欄に検認印がない上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 37 年 8 月時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人はまとめて保険料を納付したことは無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 50 年 6 月まで

私は、第 1 回特例納付の実施期間中に、結婚式に頂いた祝儀で今まで納めていなかった国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は第 1 回特例納付の実施期間中に区役所の出張所で申立期間の保険料を一括で納付したとしているが、保険料の納付時期や納付金額に関する申立人の記憶は曖昧である。

また、申立人は、住所移転の都度、住所変更の手続を行ったことの記憶がなく、申立人の国民年金手帳記号番号の払出簿及び特殊台帳には昭和 52 年 7 月に転出の手続がされるまで「不在」と記載されていたことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立期間のうち、昭和 39 年 7 月は、既に納付済みと記録されている。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から11年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から11年6月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を銀行口座の自動引落しで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が保険料の口座振替を行っていたとする銀行口座の取引明細証明書には、申立期間の保険料が引き落とされていた記録が無い上、申立人は、保険料を納付書で納付したことの記憶が無いとしているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、宿泊施設の管理人という職業柄、将来が不安なために国民年金制度ができて良かったと思い、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料 100 円を納めたときに、年金手帳に判を押してもらったことや領収書を受け取った記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金加入手続の記憶が曖昧である上、申立期間の保険料をさかのぼって納付した記憶が無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 8 月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は、別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 9 月まで

私は、夫が死亡し母子家庭となったので、国民年金保険料の納付を猶予してもらうために市役所に申し出た。2年後に娘が高校を卒業したので保険料の納付を再開した。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請及び納付をしていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、昭和 61 年 3 月までの国民年金制度では、被用者年金制度の遺族給付の受給権者は国民年金に任意適用となり、免除申請は制度上できず、また、申立期間②については、申立人は、自身の預金口座から口座振替により保険料を納付していたと説明しているが、申立人の預金口座取引記録では、当該期間について保険料の口座振替契約及び振替記録は確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3868

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から38年12月まで

私は、区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、母親が毎月自宅に来ていた集金人に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、保険料の納付時期、納付方法、納付額等の当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から52年12月まで

私の国民年金は、同じ社宅に住んでいた夫の上司の奥さんが、同社宅の友人らの分と一緒に任意加入手続をしてくれ、国民年金保険料は、自分で近所の金融機関等で納付していたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続をしたとされる申立人の夫の上司の妻から当時の状況を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確である上、申立人は、保険料の納付方法、納付金額、納付場所等に関する記憶が曖昧である。また、申立期間当時、申立人が居住していた市の国民年金被保険者名簿において、申立人が婚姻した43年6月に国民年金の資格を喪失し、53年2月に国民年金の資格を取得していることが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年3月及び40年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月
② 昭和40年4月から42年3月まで

私の母親は、私の国民年金の加入手続をし、結婚するまでの間、国民年金保険料を納付してくれたはずである。また、結婚後、自宅に来た区役所の人から未納があると言われ、その時に未納分の保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間、44年10月から45年3月までの期間、48年1月から同年3月までの期間及び54年7月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年10月から43年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和54年7月から56年3月まで

私は、昭和58年4月の転居の際、それまで居住していた区の区役所で申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人がさかのぼって保険料を納付したとする金額は申立期間の保険料額と大きく相違しており、納付したとする区役所は過年度保険料の収納を取り扱っていない上、納付したとする昭和58年4月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3879

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から61年1月まで
私は、昭和59年10月の退職時に会社の人事担当者から国民年金に加入するように説明を受けて加入し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、納付時期、納付額等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、申立人の妻も申立期間の一部が未納であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から40年11月までの期間及び43年8月から45年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から40年11月まで
② 昭和43年8月から45年4月まで

私の母は、婚姻まで申立期間①の私の国民年金保険料を納付してくれたはずである。私は、婚姻後、申立期間②の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、婚姻後同一敷地内に新居を建築していた期間を除き、申立人と同居していたとする申立人の父母は、申立期間後の昭和47年1月に国民年金手帳の記号番号が払い出されており、申立期間当時は未納であった。また、申立期間①については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、申立期間②については、申立人が納付したとする保険料の金額は、当該期間の保険料額と一致しないなど、申立人の母親及び申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和44年1月時点では、申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から50年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から50年8月まで

私は、昭和42年7月に会社を退職して独立し、しばらくは国民年金保険料を納付できない時期があったかもしれないが、その後は、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続をした時期及び場所の記憶が曖昧であり、申立期間当時の保険料の納付方法である印紙検認により保険料を納付した記憶がない上、一緒に保険料を納付していたとする妻の保険料も未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年3月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 55 年 2 月までの期間、55 年 8 月から 56 年 10 月までの期間及び 57 年 1 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月から 55 年 2 月まで
② 昭和 55 年 8 月から 56 年 10 月まで
③ 昭和 57 年 1 月から 59 年 3 月まで

私は、会社を退職した後、国民年金に加入し、区役所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、保険料の納付書が送られて来た記憶がない上、納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額と大きく異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 60 年 10 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月から42年3月まで

私は、私が会社を退職した時、父が取引関係のあった金融機関の担当者に私の国民年金の加入手続を依頼するとともに、国民年金保険料についても毎月集金してもらっていたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年9月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から50年3月まで

私は、義母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の未納分を一括で納付したと夫から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義母から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明確であり、義母から申立人の保険料を一括納付したとの話を聞いたとする夫の記憶も不明確であるなど、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 3 月から 42 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 42 年 7 月まで

私は、昭和 39 年 3 月に区の出張所に勤務していた義妹に国民年金の加入手続を行ってもらい、当該出張所で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金への加入手続を行ったとする申立人の義妹が区の出張所に配属となったのは申立期間の末期の昭和 42 年 4 月からである上、申立人が申立期間当時に居住していた区では当該出張所では保険料の収納を行っていないことが区報により確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 42 年 8 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月から42年10月まで
私の妻は、私が会社を退職後に私の国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金の加入手続をし、保険料を納付していたとする妻は、国民年金の加入手続を行った時期の記憶が曖昧であり、申立期間当時に申立人の国民年金手帳を所持していた記憶がないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた区及び国民年金手帳の記号番号の払出官署において、申立人の手帳記号番号が払い出された記録も無い上、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年12月まで
私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は申立期間の保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から49年12月まで
私たち夫婦は、申立期間の国民年金保険料を金融機関で夫婦一緒に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人夫婦は申立期間の保険料の納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、保険料をさかのぼって納付した記憶は無いなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年5月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3899

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、集金人に納付していたはずである。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、他県から現在居住している区へ転入したと説明しているが、当該転入に伴う国民年金に係る住所変更手続及び国民年金保険料の納付時期、納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間当時に国民年金に係る住所変更手続を行い、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3900

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 8 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月から 39 年 3 月まで
私の父親は、私の兄、兄嫁、姉の分と併せて、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる申立人の父親（昭和 50 年死亡）から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 39 年 7 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から42年3月までの期間及び45年9月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から42年3月まで
② 昭和45年9月から46年9月まで

私は、厚生年金保険の資格喪失した時は必ず国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も納付してきた。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び納付金額に関する記憶が曖昧である。また、申立人の所持する領収書及び国民年金手帳により、申立人は、申立期間①直後の昭和42年度分の保険料を44年3月25日に、43年度分の保険料を44年4月2日にそれぞれ納付していることが確認でき、43年11月に国民年金手帳の記号番号の払出しを受けた後、この頃から納付を開始したと考えられ、これらの納付時点で申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間であったこと、さらに、申立人が所持する国民年金手帳には、「資格取得」が昭和41年10月1日、「資格喪失」が44年7月1日、続いて「資格取得」が48年8月30日と記載されており、退職した都度切替手続を行っていたならば、本来記載されるべき申立期間②に係る資格得喪の加入記録の記載がなされていないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から同年8月までの期間及び58年12月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月から同年8月まで
② 昭和58年12月から61年3月まで

私は、銀行を退職後すぐに区役所で国民健康保険と一緒に国民年金にも加入し国民年金保険料を納付したはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時の加入手続及び保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和61年4月に第3号被保険者となった当時の同年6月ごろに払い出されており、申立人が所持する年金手帳に「初めて被保険者となった日」が61年4月1日と記載されている上、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3911

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から同年 10 月まで

私の母親は、私が昭和 37 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所を退職し、結婚するまでの間の私の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。結婚前の期間同居していた、私のすぐ上の姉は、結婚前の期間の保険料は母親に納付してもらっていた。私の分の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 49 年 10 月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 2 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 46 年 3 月まで

私は、結婚後に民生委員をしていた米穀店の主人に勧められて夫婦二人で国民年金に加入した。夫婦二人分の国民年金保険料は、私の妻が市役所の出張所で、あるいは納付書により納付してきた。

私の申立期間の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする妻は、加入の時期及び納付金額、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、申立人は、夫婦一緒に国民年金に加入したと説明するが、申立人の妻は、昭和 38 年 3 月に国民年金手帳の記号番号が払い出され、申立人は、昭和 43 年 2 月に手帳の記号番号が払い出されていることがそれぞれ確認できるなど、申立人が夫婦一緒に国民年金に加入し、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 2 月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3916

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から51年6月まで
私の妻は、私の経営していた会社が業績不良により厚生年金保険を脱退した昭和50年11月以降の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は、国民健康保険の加入手続をしたことは明確に記憶しているが、国民年金の加入手続をした記憶が無いと説明している上、申立期間直後の期間の保険料を時効期限いっぱいにも過年度納付しているなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年8月時点は、第3回特例納付期間であるものの、申立人及びその妻は、特例納付を行った記憶が無く、申立期間後に交付され現在所持する年金手帳の前に別の手帳を所持していた記憶が無いと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3917

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の義父は、税金などの納付すべきものはすべて納付しており、私たち夫婦二人分の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする義父から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、義父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 6 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私の父親は、税金などの納付すべきものはすべて納付しており、私たち夫婦二人分の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 43 年 6 月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3919

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年9月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続をし、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたとする妻は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が不明確である。また、申立人は、申立期間当時に厚生年金保険の加入期間が20年以上あり、旧法上、老齢基礎年金の受給権が発生していたことから、国民年金の強制被保険者ではなく、申立人の所持する年金手帳に昭和60年10月に国民年金に任意加入している旨の記載が確認でき、制度上、申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできないなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの期間及び47年7月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から47年3月まで
② 昭和47年7月から49年3月まで

私は、時期は不明であるが、前夫が私の20歳からの国民年金保険料をすべて納付してくれた以降、定期的に自宅に来ていた銀行員に預けたり、口座振替にしたりして保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧である上、申立期間①については、当該期間当時に婚姻関係にあった前夫も同様に昭和46年10月以降の自身の保険料が未納となっているほか、申立期間②については、当該期間直後の保険料は申請免除の記録となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1943

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月10日から同年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に入社したのは昭和31年1月10日であるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社から提出のあった人事記録等により、申立人が申立期間もA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社では、申立期間当時、A社においては、従業員の採用に当たり、まず試用見習として労働契約を締結した後に、社員採用として改めて労働契約を締結していたとしており、この試用見習期間については、従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことから、厚生年金保険料の給与からの控除は行っていなかったとしている。

また、この申立期間当時のA社における厚生年金保険の加入に係る取扱いについては、同社の人事記録において昭和31年1月5日に試用見習となっている従業員が、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では申立人と同日の同年4月1日に被保険者資格を取得していることから確認できる。

そして、申立人は、B社から提出のあったA社当時の人事記録により、昭和31年1月10日に試用見習として採用され、その後、同年4月1日に社員となっていることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1944

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月から36年7月まで

A社に2年程度勤務し、この間に約1年間保険料を納めたと記憶しているが、厚生年金保険加入記録は36年6月11日から同年7月23日までの1か月分の記録しかなく納得できないので、35年6月から厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を記憶している同僚は、申立人がA社にタクシー乗務員として勤務していたことを供述しており、申立人が同社に在籍していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人は、申立期間中に3か月から6か月程度の期間の運転免許停止となり、この免許停止の期間中に、6か月程度の期間、失業手当を受給していたことを供述しており、同期間についてはA社に勤務していなかったものと認められる。

また、申立人は、上記の免許停止の期間を経た後に再入社したかもしれないし、個人でA社とは別の仕事をしたかもしれないと、同社における申立期間中の勤務について、はっきりとした記憶が無いことを供述しており、同社における勤務実態を確認できない。

さらに、申立期間当時に班長であった同僚は、A社には日給月給で給与が支給され厚生年金保険に加入させない試用期間があり、試用期間は、免許停止の期間を経て同社で再度勤務する場合も適用となることを供述している。

加えて、A社は、申立期間当時の資料を保存していないため、申立人の勤務実態は分からないと回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1945

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月まで
昭和 40 年 4 月から 43 年 3 月まで A 社（現在は、B（個人商店。））に勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の現事業主の妻（申立期間当時の事業主の孫）は、申立期間当時に申立人が同社に勤務していたことを供述しており、申立人が、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は理容業及びクリーニング業を内容とする事業所であり、申立期間当時に、同業種は厚生年金保険の強制適用事業所の対象とはなっていない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立ての期間及び事業所所在地において、A 社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できない。

さらに、前記の現事業主の妻は、申立期間当時に A 社が厚生年金保険の適用事業所となっていなかったこと、また、申立期間当時に副社長をしていた事業主の長男（後に二代目の事業主：故人）は、生前、恩給と国民年金を受給していたが、厚生年金は受給していなかったことを供述している。

加えて、申立期間当時の同社の経理担当者は死亡しており、申立人が記憶している同僚（2 名）の連絡先は不明であることから、供述を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年ころから31年ころまで
亡夫が「昭和28年ころから31年ころまでA社の記者として勤めていた」と言っていたので、この期間の厚生年金保険加入記録を認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

本申立ては、申立人が、生前にA社の記者として勤務していたと話していた記憶を基に、申立人の妻から申し立てられているものである。

しかしながら、申立期間は、申立人が妻と結婚する前の期間であり、妻は、申立人が報道記者としてA社で仕事をしていたこと、また、事件の発生状況によって勤務時間や毎月の勤務日数が異なっていたと聞いていたことは記憶しているが、このこと以外に、同社における申立人の雇用形態の詳細や上司及び同僚の氏名等は承知していないため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認するための手掛かりを得ることができない。

また、上記の事情により、申立人の妻は勤務期間を特定する事情も承知しておらず、申立期間が特定されていない。

さらに、A社の人事担当者は、申立人の氏名は同社の職員名簿に見当たらないこと、また、申立人の職種である記者については、正職員ならば職員名簿に名前が掲載されるが、正職員として扱われない委託契約であった場合には、職員名簿に名前が掲載されないことを供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1947

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年から 39 年までのうちの約 1 年

A社(又はB社)に勤務していた間、給料から社会保険料を引かれていたと思うが、厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は勤務していたとする事業所名を正確に記憶していなかったため、過去の新聞情報を参考に法務局に照会し、事業所名をC社であることを特定し、社会保険事務所が管理する同社の事業所別被保険者名簿を入手し内容を確認したが、同名簿に申立人の名前は無い。

また、申立人は入退社日及びその経緯等の記憶があいまいであったので、C社の被保険者名簿から申立期間(昭和33年~39年)において同僚であった可能性がある9名に照会したが、回答があった4名は、申立人についての記憶が無いとのことであり、勤務実態が確認できなかった。

加えて、申立期間当時のことを知る事業主夫妻は既に死亡していることから、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

なお、雇用保険の加入記録はデータが存在していないことから、同記録からも、申立人が同社に継続的に勤務していたことを確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1948

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月31日から53年7月1日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する被保険者名簿及び社会保険庁の記録によると、申立人は、A社において、昭和41年3月1日から45年10月1日まで、及び53年7月1日から63年9月7日までの二つの期間について厚生年金保険の加入記録を有しているが、申立人は、二つ目の被保険者期間について、資格取得日が47年10月31日であることを主張している。

しかしながら、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、同社は、申立人の厚生年金保険の資格取得日を昭和53年7月1日として届け出ていることが確認でき、これは、社会保険事務所が保管している同社の被保険者名簿に記載の申立人の資格取得日の記録と同日である。なお、このことは、同社が保管している労働者名簿に、申立人について、昭和41年3月1日に雇い入れた後、45年9月30日に本人の都合により退職、その後、53年7月1日に再雇用している旨の記載がなされていることから裏付けられる。

また、上記については、申立期間当時に、A社が厚生年金保険の手続を依頼していた社会保険労務士事務所が保管している健康保険・雇用保険被保険者台帳にも、申立人に係る厚生年金保険の資格取得日は昭和53年7月1日と記載されている。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の事業所別被保険者名簿を入念に確認したが、申立期間に係る厚生年金保険整理番号に欠番は無く、同名簿の

記載内容に不自然さはみられない。

加えて、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立内容について供述を得ることができず、また、申立期間当時の同僚に照会するも、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1949

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年7月1日まで
平成14年4月1日からA社(現在は、B社。)に警備員として勤務していたが、同日から同年7月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い。14年4月1日からは、65才以上でも厚生年金保険に加入できるようになったのだから、資格取得日を入社日の14年4月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは、同社から提出されている社員名簿等により確認できる。

しかしながら、同社の人事部は、申立人が申立期間当時に嘱託(契約社員)として勤務しており、厚生年金保険には平成14年7月1日から加入していることを照会回答結果により回答している。

また、同社から提出された申立人に係る個人別賃金台帳兼源泉徴収簿、賃金台帳及び厚生年金保険料・健康保険料の増減内訳書によれば、平成14年7月分から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の同僚は、申立期間当時に65才以上の日給月給制の臨時社員(事業主の言う「嘱託」(契約社員)のこと。)は厚生年金保険には加入できなかったが、労働組合が事業主と交渉して、平成14年7月1日から臨時社員も厚生年金保険に加入できるようになったことを供述しており、このことは、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿において、申立人のほかに同僚5名についても、申立人と同様に、同日から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることにより確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1950

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月から 52 年 4 月 1 日まで

昭和 51 年 2 月から 52 年 12 月 25 日まで A 社に勤務し、このうち、51 年 2 月から 52 年 3 月までの 14 か月間について国民年金保険料を納付していた。しかし、その後、自分の同社勤務時の厚生年金保険加入記録が 52 年 4 月 6 日から同年 12 月 25 日までしかないことを知り、国民年金保険料を納付していた同社勤務期間も厚生年金保険の加入期間であるものと思ったことから、59 年 3 月に市役所に申立てて、14 か月分の国民年金保険料を還付してもらった。このような手続をしたにもかかわらず、この 14 か月間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納付できないので、同期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の事業主は、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことを供述しており、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社は昭和 52 年 4 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同社は申立期間に適用事業所とはなっていない。

また、申立てに係る国民年金保険料の還付については、申立人からの申立てに基づき、社会保険事務所は、申立人が納付していた 51 年 2 月から 52 年 3 月までの 14 か月間の国民年金保険料を申立人の国民年金保険料未納期間（58 年 1 月から同年 3 月まで）に充当するとともに一部を申立人に還付しているが、その後、A 社が同期間については厚生年金保険の適用事業所となっていないという事実に基づき、この国民年金保険料は、再び社会保険事務所により同期間の国民年金保険料として納付されている。

さらに、A 社の事業主は、申立期間に、同社は厚生年金保険の適用事業所で

はなく、保険料控除をしていなかったと供述している。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立期間には、A社の事業主ほか同僚数人は、国民年金保険料を納付しており、これらの同僚のうちの1名は、申立期間には給与から厚生年金保険料の控除がなかったため、国民年金保険料を納付していたと供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1951

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで
昭和 39 年 5 月 31 日まで A 社に勤務し、6 月 1 日に B 社に転職したが、A 社での資格喪失日が 5 月 31 日になっているので、6 月 1 日の資格喪失に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していた A 社の資格喪失日が昭和 39 年 6 月 1 日であり、同年 5 月まで申立人の厚生年金保険加入記録があることを主張している。

しかしながら、A 社では、同社が保有する人事管理記録で確認した内容を基に、申立人の退職日が昭和 39 年 5 月 30 日であることを内容とする退職証明書を発行して、これを証明している。

また、A 社は、従業員が自己都合で退職する場合の退職日は最後に出社した営業日とすることが通例であり、申立人については、上記のとおり、昭和 39 年 5 月 30 日（土曜日）付けの退職であることから、同年 5 月分の厚生年金保険料は控除していないと考えられることを供述している。

さらに、上記のことについては、申立人自身も、昭和 39 年 5 月 31 日が日曜日であるならば、休日出勤はしていないはずであると供述している。

なお、A 社における給与からの保険料控除の方法は翌月控除であったところ、申立人は、退職の際に同社から受け取った最後の給与から同年 5 月分の保険料が控除されていたか記憶が無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1952

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年8月から23年10月まで

A社に住み込みで正社員として勤務し、自転車の部品等の製作を行っていた。現在は会社もなく、社長や会計責任者も亡くなっているが、申立期間には厚生年金保険に加入していたと思うので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務していたA社において厚生年金保険に加入し、被保険者であったことを申し立てている。

しかしながら、社会保険庁の記録によると、申立ての期間及び所在地においてA社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。そこで、社会保険庁の記録から、期間は相違するものの、類似の名称の適用事業所は15社あることが確認できたことから、念のため、このうち、昭和40年以前に適用事業所となっている7事業所の被保険者名簿を確認したが、申立人及び申立てに係る事業所の事業主の名前を確認することはできなかった。

また、申立人は、A社を退職する際に、事務担当者から、同社は失業保険、健康保険及び厚生年金保険に加入していないと言われたことを供述している

さらに、申立人は、A社の社長の名前を名字しか記憶しておらず、また、同僚の名前については記憶が無いことから、これらの者の連絡先を把握して事情を聴取することができなかった。

加えて、A社の登記簿謄本を入手しようとしたが、同社名に該当する法人は無かった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1954

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 1 日から 39 年 2 月 10 日まで
平成 12 年に、社会保険庁の年金相談センターで年金について相談したところ、厚生年金保険から脱退していると言われた。その後、13 年に、再度、同センターに調査を依頼したが、厚生年金保険からの脱退手続がなされているとの回答しか得られなかった。

しかし、脱退手当金の請求手続をした記憶はなく、退職時に退職金等の一時金を受領したこともないので、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 39 年 5 月 20 日に支給決定がなされているなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る事業所において、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 39 年 2 月 10 日）の前後 2 年以内に被保険者資格を喪失した女性従業員の中で、脱退手当金の支給記録のある者 5 名のうち 4 名は、被保険者資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1957

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 8 月 21 日まで
② 昭和 33 年 1 月 23 日から 34 年 7 月 31 日まで
③ 昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 11 月 15 日まで
⑤ 昭和 37 年 11 月 15 日から 40 年 5 月 28 日まで

平成 20 年 4 月、社会保険事務所から送付された厚生年金保険被保険者記録回答票により、申立期間について、脱退手当金が支給されていることが分かった。

しかし、会社で社会保険関係の事務を担当していたが、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、また、当時の社長も、脱退手当金の制度があることを知らなかったとしている。

このため、脱退手当金を受給することはあり得ないので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、昭和 43 年 12 月 25 日に旧姓 (A) を誤って記載したとみられる姓 (B) から婚姻後の新姓 (C) に氏名変更され、同時期の同年同月に、申立期間②及び⑤に係る厚生年金保険被保険者記号番号の重複取消も行われていることから、申立期間①から⑤の脱退手当金が、同年同月 27 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名変更及び重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間①から⑤の脱退手当金に係る支給決定がなされた昭和 43 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったとしているにもかかわらず、申立期間①、③及び④の被保険者期間に係る番号とは別番号で管理されている申立期間②及び⑤の被保険者期間についても、すべて脱退手当金が支給されていることから、申立人が脱退手当金の請求を行った可能性が高いと考えら

れる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、被保険者台帳には、脱退手当金の算定時に必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したとみられる記録があることなど、脱退手当金の支給等に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1958

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 7 月 31 日まで

厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円と不当に低く記録されている旨の回答をもらった。申立期間の報酬月額は 38 万円であったので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、A社は、平成 8 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同年 12 月 6 日付けで 38 万円から 9 万 2,000 円に遡及して訂正されていることが確認できる。

一方、申立人、A社の申立期間当時の代表取締役等の供述から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であって、給与計算及び社会保険の手続きを担当しており、厚生年金保険に係る届出等の事務について権限を有していたと認められる。

また、当該代表取締役は、申立期間当時、同社の経営状況が悪く、厚生年金保険料の支払に苦慮しており、社会保険事務所の対応は申立人にすべて任せていたと供述している。

そして、申立人は、当該代表取締役の指示に従い、社会保険事務所の職員が持参した書類に押印したとしているが、標準報酬月額の遡及訂正に係る届出書であったかどうかは記憶にないとしているところ、社会保険事務等の担当役員であった申立人が、当該書類の内容を確認もせずに押印したとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立期間当時給与及び社会保険に関する事務についての担当取締役であった申立人が、A社の申立期間に係る標準報酬月額減額の遡及訂正の届出に伴う処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。